

平成28年(ネ)第5884号 原発メーカー損害賠償請求控訴事件

控訴人(第一審原告) 唯野久子ほか

被控訴人(第一審被告) 株式会社東芝ほか

答 弁 書

平成29年8月31日

東京高等裁判所第20民事部ハニ係 御中

〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号

新青山ビル西館1451区

西綜合法律事務所(送達場所)

電話 03-3475-1641 FAX 03-3475-1579

被控訴人株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄
	向	井	千
	富	田	美 栄 子
	渡	邊	和 之
	小	林	幸 弘
	吉	岡	雅 史



目 次

第1 控訴の趣旨に対する答弁	3頁
第2 控訴の理由に対する被控訴人東芝の主張の概要	3頁
第3 原賠法の責任集中制度が違憲ではない旨の原判決の判示が正当であること（原判決24頁以下、争点1）	5頁
1 はじめに	5頁
2 ノー・ニュークス権について	5頁
(1) ノー・ニュークス権の性質に係る控訴人唯野らの主張の誤り	5頁
(2) ノー・ニュークス権の具体的内容に係る控訴人唯野らの主張の誤り	7頁
(3) 前橋地裁平成29年3月17日判決に係る控訴人唯野らの主張の誤り	9頁
(4) 小括	10頁
3 財産権について	10頁
(1) 憲法29条2項の判断遺脱に係る控訴人唯野らの主張の誤り	10頁
(2) 原判決の違憲審査に係る控訴人唯野らの主張の誤り	12頁
(3) 政府の援助の継続性に係る控訴人唯野らの主張の誤り	16頁
(4) 本件において採られるべき違憲審査基準に係る控訴人唯野らの主張の誤り	19頁
(5) 原賠法の目的に係る控訴人唯野らの主張の誤り	20頁
(6) 原賠法の目的達成手段に係る控訴人唯野らの主張の誤り	22頁
(7) 小括	24頁
4 平等権について	24頁
5 裁判を受ける権利について	25頁
6 適用違憲に係る控訴人唯野らの主張の誤り	26頁
7 立法事実に係る控訴人唯野らの主張の誤り	28頁
8 小括	29頁
第4 被控訴人らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することは権利濫用ではない旨の原判決の判示が正当であること（原判決30頁、争点6）	30頁
第5 原賠法4条1項、3項が合憲有効であるとしても、それらの条項により被控訴人らは免責されない旨の控訴人唯野らの主張（当審における追加主張）の誤り	30頁
第6 東京電力は無資力ではないとして、控訴人唯野らの債権者代位権に基づく請求を排斥した原判決の判示が正当であること（原判決31頁以下、争点7）	32頁
1 原判決の判示	32頁
2 無資力要件の必要性に係る控訴人唯野らの主張（当審における追加主張）の誤り	32頁
3 無資力要件の充足に係る控訴人唯野らの主張の誤り	33頁
4 小括	35頁
第7 選定者らが被ったと主張する精神的損害にも原賠法の責任集中制度が適用される旨の原判決の判示は正当であること（原判決30頁以下、争点2）	35頁
第8 結語	37頁

- ※ 略語については、本書面において新たに定義するもののほか、原判決の例による。ただし、原判決が用いた略語中、「原告」とあるのは「控訴人」と、「被告」とあるのは「被控訴人」と、それぞれ改める。
- ※ 原賠法（原子力損害の賠償に関する法律）の条項は、平成26年11月28日法律第134号による改正前のものである。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人唯野ら及び選定当事者らの被控訴人東芝に対する各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人唯野ら及び選定当事者らの負担とする。
との判決を求める。

第2 控訴の理由に対する被控訴人東芝の主張の概要

- 1 原審において、①控訴人唯野らは、⑦原賠法の責任集中制度（同法3条1項、4条1項、3項）は違憲無効である、又は被控訴人らが同制度による免責を主張することは権利濫用であると主張して、被控訴人らに対し、製造物責任法又は不法行為に基づき、損害賠償を請求するとともに、④東京電力が無資力である等と主張して、控訴人唯野らの東京電力に対する損害賠償請求権を被保全債権として、債権者代位権に基づき、東京電力の被控訴人らに対する求償権（原賠法5条1項）等を代位行使し、②選定当事者らは、選定者らの被った精神的損害は原賠法所定の「原子力損害」に該当せず、同法の責任集中制度は適用されないと主張して、被控訴人らに対し、製造物責任法又は不法行為に基づき、損害賠償を請求した。

これに対し、原判決は、上記①⑦に関し、(1)原賠法の責任集中制度は違憲ではない（原判決24頁以下、争点1）、(2)被控訴人らが同制度による免責を主張することは権利濫用ではない（原判決30頁、争点6）、上記①④に関し、(3)東京電力は無資力ではないから、債権者代位権行使の訴えについて原告適格は認めら

れない（原判決31頁以下、争点7）、上記②に関し、(4)選定者らが被ったと主張する精神的損害も原賠法所定の「原子力損害」に該当し、同法の責任集中制度が適用される（原判決30頁以下、争点2）とそれぞれ判示して、控訴人らの各請求をいずれも排斥した。

かかる原判決の判示は、原賠法及び民法423条1項の法理論に係る極めて当然の帰結であって、これが不当とされる余地はない。

2 これに対し、控訴人唯野らは、その平成28年9月15日付け控訴理由書及び平成29年6月21日付け当審第1準備書面において、また、選定当事者らは、その平成28年9月12日付け控訴理由書において、それぞれ、原判決が不当である旨を繰々主張するが、その主張の大部分は、原判決により正当に排斥された原審の主張の繰り返しであるか、原判決を曲解して論難するもの、あるいは、本件訴訟の争点の判断とはおよそ無関係の事情を述べるものにすぎない。

また、控訴人唯野らは、当審において、(1)原賠法4条1項、3項が合憲有効であるとしても、それらの条項により被控訴人らは免責されず、製造物責任法及び不法行為に基づく責任を負う（控訴人唯野らの控訴理由書の第2章・第5〔66頁以下〕）、(2)債権者代位権の要件としては、必ずしも債務者（東京電力）の無資力は必要とされない（控訴人唯野らの控訴理由書の第2章・第6〔79頁以下〕）との主張を追加するが、これらの追加主張は、いずれも、法解釈として成り立ちえないか、又は判例等に反する独自の見解であって採用しえないものである。

さらに、控訴人唯野らは、原判決には、原審における控訴人唯野らの主張のうち、(1)原賠法の責任集中制度が憲法29条2項に違反する旨の主張、(2)適用違憲の主張について、判断の遺脱があるから、控訴人唯野らの審級の利益を保護するため、原判決を破棄して原審に差し戻すべきであると主張するが（控訴人唯野らの控訴理由書4頁、36～37頁、48～49頁、93～94頁）、原判決に、控訴人唯野らが主張するような判断の遺脱は存しない。

3 したがって、いずれにせよ、控訴人唯野ら及び選定当事者らの各控訴理由は、

原審における控訴人らの請求・主張と同様に、法律論のみによって理由のないことが明らかであり、これ以上の審理を要しないことは明白であるから、本件各控訴は、速やかに口頭弁論を終結のうえ、排斥されるべきである。

以下、被控訴人東芝は、第3～第6において、控訴人唯野らの控訴理由書及び当審第1準備書面の主張の誤り、第7において、選定当事者らの控訴理由書の主張の誤りについて、必要と認める限度において主張する。

第3 原賠法の責任集中制度が違憲ではない旨の原判決の判示が正当であること(原判決24頁以下、争点1)

1 はじめに

控訴人唯野らは、原審において、原賠法の責任集中制度が、①ノー・ニュークス権、②財産権、③平等権、④裁判を受ける権利を侵害するものであるから、違憲無効である旨を主張したところ、原判決は、これらの控訴人唯野らの主張をいずれも排斥し、原賠法の責任集中制度は違憲ではない旨を判示した(原判決24頁以下)。

これに対し、控訴人唯野らは、その控訴理由書及び当審第1準備書面において、なお原賠法の責任集中制度が違憲無効である旨を主張し、原判決を論難するので、被控訴人東芝は、以下、これらの控訴人唯野らの主張には理由がなく、原判決は正当であることについて述べる。

2 ノー・ニュークス権について

(1) ノー・ニュークス権の性質に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、原判決の「原告唯野らの主張するノー・ニュークス権は、要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当てはめた際に、どのような具体的権利を有していることになるか」という点について、原告唯野らの理解及び見解を述べたものである(原判決

25～26頁)との判示について、「その解釈は明らかに誤っている。原判決は、……ノー・ニュークス権を人格権や環境権として安易に要約して判断している」(控訴人唯野らの控訴理由書5頁)などとして、これを論難する。

しかしながら、控訴人唯野らは、自ら、ノー・ニュークス権について、訴状においては、「人格権そのもの」、「環境権が具体化した一種、すなわち個別的環境権」(訴状83頁)、「人格権及び環境権の性格を有する『原子力の恐怖から免れて生きる権利』、すなわち『ノー・ニュークス権』」(訴状84頁)などと述べ、また、控訴理由書においても、「人格権の進化形あるいは環境権を具体化したもの」(控訴人唯野らの控訴理由書8頁)などと述べて、ノー・ニュークス権が、その性質としては、人格権及び環境権の一種であることを言明しているのであるから、原判決の上記判示が、控訴人唯野らの主張するノー・ニュークス権なるものの理解を誤ったものとはいえない。

したがって、控訴人唯野らが上記のとおり原判決を論難する点は、自らの主張に矛盾するものであって、理由がない。

イ また、控訴人唯野らは、原判決の「原発事故が発生した場合に、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権から、直ちに、原告唯野らが主張するような、原子炉を製造した者に対して直接完全な損害賠償を請求する権利が発生するものと解することはできない」(原判決26頁)との判示について、「ノー・ニュークス権は『原子炉を製造した者』ではなく、事故原因者に対する請求権を内容としている。これは致命的な間違いであり、原判決は控訴人らの主張の趣旨をまったく理解していない」(控訴人唯野らの控訴理由書6頁)として、これを論難する。

しかしながら、原判決は、控訴人唯野らが主張するノー・ニュークス権なるものの内容の一として、「原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求める」権利(原判決25頁)と正確に摘

示しており、原判決がその理解を誤ったなどということはない。原判決は、控訴人唯野らが「被害を生ぜしめた責任主体」は「原子炉を製造した者」（原発メーカーである被控訴人ら）と主張していることから、控訴人唯野らが論難する上記判示においては、「被害を生ぜしめた責任主体」を「原子炉を製造した者」と言い換えたにすぎない。

したがって、控訴人唯野らが上記のとおり原判決を論難する点は、原判決の判示を正しく理解しないものにすぎず、理由がない。

ウ 上記ア、イのとおり、原判決は、ノー・ニュークス権なるもの内容に関する控訴人唯野らの主張を正しく理解したうえ、その主張を排斥したものであって、原判決に所論の誤りはない。

(2) ノー・ニュークス権の具体的内容に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、ノー・ニュークス権なるものの具体的内容として、縷々主張したうえ（原判決7頁、控訴人唯野らの控訴理由書14～15頁）、その内容のうち、「原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求める」権利（原判決25頁、控訴人唯野らの控訴理由書14頁）が、原賠法の責任集中制度により侵害されたとして、同制度の違憲無効を主張し、かかる主張を排斥した原判決を論難する。

しかしながら、被控訴人東芝が原審準備書面(1)11頁等において述べ、また、原判決（26頁）も正当に判示するとおり、憲法13条（人格権）、25条（環境権）の解釈上、控訴人唯野らが主張するような、被害者が損害賠償請求の相手方を選択する権利（原子力事業者ではなく、あくまで「被害を生ぜしめた責任主体」に対し請求する権利）を認める根拠が存しないことは、明らかであるから、上記の控訴人唯野らの主張は失当である。

イ また、控訴人唯野らは、被害者が損害賠償請求の相手方を選択する権利（原子力事業者ではなく、あくまで「被害を生ぜしめた責任主体」に対し請求する権利）が認められる根拠として、①「原発事故の原因を究明して、徹底的

な対策を促すことにより、再度事故が起こる恐れを払拭させる」こと、②損害賠償制度の「制裁的機能」が重視されるべきであること、③モラルハザードの防止を挙げる（控訴人唯野らの控訴理由書15頁、27頁以下）。

しかしながら、まず、上記①については、事故原因の究明や再発防止策の実施は、行政部門等の事故調査や、行政上の規制等により実現されることであり、個々の被害者が原発メーカーに対し損害賠償請求を行うことにより実現されるものではないから、原発メーカーへの直接の損害賠償を認めるか否かとは関係ない。

また、上記②③については、被控訴人東芝が原審準備書面(1)8頁、11頁等において述べたとおり、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を……加害者に……賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり……、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」（最高裁平成9年7月11日判決・民集51巻6号2573頁）から、控訴人唯野らの主張は、その前提となる損害賠償制度に関する理解を誤るものであるうえ、いずれにせよ、損害賠償制度の「制裁的機能」なるものが、原賠法の責任集中制度を違憲無効とするような効力を伴う憲法上の原則として存在するなどということとはありえない。

さらに、一般論として、モラルハザード防止の観点から、損害賠償制度を構築するに当たり、立法政策的に考慮されることはありうるとしても、それは、原判決（26頁）が正当に判示するとおり、多数の立場がありうる政策論のうちの一にすぎず、憲法の解釈論となりうるものではない。もとより、原子力発電所の施設・設備の安全性については、その専門機関である原子力安全委員会の審査を経る必要があるなど、厳格な行政上の規制が課されているうえ、原発メーカーも、原賠法5条1項所定の求償権により、完全なる免責が

なされているものではなく、さらには、原発メーカーの責めに帰すべき事由により原発事故が発生した場合の信用リスクは甚大なものであること等にかんがみれば、責任集中制度によりモラルハザードが生じるなどということではなく、現に、そのようなことは生じていない。

以上のとおり、控訴人唯野らが自己の主張の根拠として挙げる上記①～③の点は、いずれも的外れのものであって、その誤りは明らかであり、原判決が、控訴人唯野らの主張するノー・ニュークス権（「被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求める」権利）の存在を認めなかったことに、何ら誤りはない。

(3) 前橋地裁平成29年3月17日判決に係る控訴人唯野らの主張の誤り

控訴人唯野らは、当審第1準備書面18頁以下において、前橋地裁平成29年3月17日判決について縷々論じたうえ、「前橋判決など複数の裁判例によって……既に『原子力の恐怖から免れて生きる権利』＝『ノー・ニュークス権』が認められるべき社会的な基礎は構築された」と主張する。

しかしながら、そもそも、上記前橋地裁判決の判示については疑義のあるところであるが、その当否はさておき、同判決においても、同判決の原告らが侵害されたという平和生活権に、控訴人唯野らが原賠法の責任集中制度により侵害されたと主張する「被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求める」権利が含まれるとはしていないから、同判決が控訴人唯野らの主張の論拠となるものではない。

むしろ、同判決は、原賠法の責任集中制度が合憲であることを前提としており（同判決の第3章・第1節・第3参照）、この点において、控訴人唯野らの主張とは明らかに相反しているのである。

したがって、上記前橋地裁判決があたかも自らの主張の根拠となるかのようという控訴人唯野らの主張は誤りであって、控訴人唯野らの主張するノー・ニュークス権（「被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求める」

権利) の存在を認めなかった原判決の正当性については、疑問の余地がない。

(4) 小括

以上のとおり、ノー・ニユークス権なるものの侵害をいう控訴人唯野らの主張は理由がなく、誤りであり、かかる主張をもって原判決が否定される余地はない。

3 財産権について

(1) 憲法29条2項の判断遺脱に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、「控訴人らは、原賠法における原発メーカーの免責規定が公共の福祉に反するものであり、〔注：憲法〕29条2項に違反するものと主張してきた。それにもかかわらず、原判決は、この点について何ら言及せず、『責任集中制度が憲法29条1項に反して無効である旨の原告らの主張は採用することができない』と述べるのみである。控訴人らが憲法違反を主張する憲法の条項〔注：29条2項〕について、原判決は違憲審査を行っていないのであるから、……判断の遺脱……があることは明らかである」と主張したうえ、控訴人唯野らの審級の利益を保護するため、「29条2項についての違憲審査については、原審に差し戻されるべきである」と主張する（控訴人唯野らの控訴理由書36～37頁）。

イ しかしながら、そもそも、憲法29条2項は、「一項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約されるものであるという趣旨を明らかにした規定」（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第六版』234頁）であって、判例・学説上、憲法29条の財産権の侵害（同条の違反）が論じられる場合において、同条1項の違反という類型と、同条2項の違反という類型とが、別個に存在するなどとは解されておらず、控訴人唯野ら自身も、原審において、そのような別個の違反類型の存在を前提として同条2項の違反を主張したことはない（かえって、控訴人唯野らは、訴状85頁において、「責

任集中制度は、憲法29条1項に反して無効である」と言明している。)

すなわち、控訴人唯野ら自身が、原審第1準備書面1頁において、「憲法は、第29条1項において、『財産権は、これを侵してはならない』と定め、財産権を憲法上の権利として保障しつつ、第2項において、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める』とし、法律による財産権の制約を認めている。しかし、……法律による財産権の制限が、無制限に認められるわけではなく、公共の福祉という観点から限界付けられるのであり、財産権を制限する立法がなされた場合には、その法律が公共の福祉に適合するか否かという観点から、その違憲性を審査する必要がある」と述べるとおり、財産権の侵害の違憲審査は、憲法29条1項が保障する財産権について、法律が同条2項の許容する限度を超えた制約を課すことにより、同条1項の保障に違反していないかどうか、という点に関しなされるのであって、憲法29条1項の違反という類型と、同条2項の違反という類型とが、別個に存在するものではないのである(以上について、伊藤正己『憲法〔第3版〕』368～370頁、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第六版』233～236頁)。

ウ 要するに、控訴人唯野らは、原審において、終始一貫、上記の意味における財産権の侵害を主張していたのであり(上記のとおり、訴状85頁においては、「責任集中制度は、憲法29条1項に反して無効である」と言明している。)、原判決は、そのような控訴人唯野らの主張を受けて、原賠法の責任集中制度が財産権に「一定の制約を加えるものである」が、かかる立法の制約が「原子力損害を被った者の被害回復のために合理的でないとはいえず、立法の裁量の範囲内である」として、憲法29条2項をふまえた検討を経たうえ、かかる制約が「憲法29条1項に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない」(原判決27～28頁)と判示したのである。したがって、原判決に、控訴人唯野らが主張するような「判断の遺脱」

が存しないことは明らかであって、控訴人唯野らの主張は理由がない。

エ なお、付言すれば、財産権侵害の根拠条項として、憲法29条1項と2項のいずれを摘示すべきかという点については、確かに、控訴人唯野らが控訴理由書36頁において指摘する最高裁昭和62年4月22日判決・民集41巻3号408頁は、「憲法29条2項」を摘示している（ちなみに、原判決が、同判例に則して判断したことは、後記(2)に述べるとおりである。）が、他方において、最高裁平成23年7月15日判決・民集65巻5号2269頁は、「憲法29条1項」を摘示しており、また、最高裁平成14年2月13日・民集56巻2号331頁は、単に「憲法29条」を摘示している（ちなみに、同判決の原判決〔東京高裁平成12年9月28日判決・金商1141号8頁〕や上告理由は、「憲法29条1項」を摘示している。）など、最高裁判例においても、その取扱いが一定しているものではない。

(2) 原判決の違憲審査に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、「原判決は、責任集中制度の違憲性の判断にあたって、立法裁量論を採用し、損害賠償制度については、『被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情がない限り、原則として、立法の裁量である』としている。しかし、この合理性の理由付けは、ただ……条文の文言を並べるのみであり、なぜそれが合理的なものといえなくないのかについての説明は一切ない等、実質的な違憲審査を一切行っていない」といい、最高裁昭和62年4月22日判決・民集41巻3号408頁（いわゆる森林法違憲判決）が提示した違憲審査基準と比較して、「精緻な審査をすることなく、ただ結論を示しているだけにすぎない」、「ただ法制度の説明をし、立法裁量の範囲内であると述べるのみで、何ら説得的な理由を示さない」などと、原判決を論難する（控訴人唯野らの控訴理由書37頁）。

イ しかしながら、以下に述べるとおり、原判決の判示は、控訴人唯野らが援用する上記最高裁昭和62年判決の判示を踏まえ、これに沿った判断を行っ

たものであって、何ら不当なものではない。

(ア) すなわち、まず、原判決（27頁）は、「損害を被った者が、その損害の賠償を受けるために、誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、その被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情がない限り、原則として、立法府の裁量である」と判示するところ、かかる判示は、上記最高裁昭和62年判決が、「裁判所としては、立法府がした……判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が……公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は……規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条……に違背するものとして、その効力を否定することができる」と判示したところに従い、原賠法において損害賠償の請求の相手方を原子力事業者に集中させた立法府の判断を尊重することを判示したものであって、正当である。

特に、損害賠償制度における請求の相手方については、原判決（27頁）が指摘するとおり、「例えば、民法上においても、土地の工作物の場合など、様々な特則が規定されている」ところであって、広い立法裁量が認められるのである。

(イ) また、損害賠償の請求の相手方を原子力事業者に限定していることの合理性について、原判決は、上記最高裁昭和62年判決の「財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものである」との判示を踏まえ、詳細な判断を示したのである。

すなわち、原判決（27～28頁）は、原賠法が、原発事故という、損

害が甚大なものとなりうる事態においても、原賠法の目的（被害者保護及び原子力事業の健全な発達、同法1条）を達成するため、重層的な損害賠償制度、具体的には、①責任集中制度を採用して、原子力損害の賠償責任については、これを原子力事業者に集中させるとともに、原子力事業者に対しては、無過失責任かつ無限責任を課し（同法3条1項、4条1項、3項）、その上において、②このような原子力事業者による損害賠償責任の履行を担保するため、原子力事業者に対し、保険会社等との間の責任保険契約及び政府との間の補償契約などの「損害賠償措置」を強制し（同法6条～15条）、さらに、③原子力事業者が損害賠償責任を負う額について、上記「損害賠償措置」の額を超える場合には、政府が、原子力事業者に対し、損害賠償責任を履行するために必要な援助を行うものとしている（同法16条）などの重層的な損害賠償制度を構築しており、これによって、「原子力損害を被った被害者に対する損害の賠償が全うされるように規定が整備」（原判決28頁）されていることを摘示したうえ、「現に、本件原発事故についても、その被害者に対する賠償のために、支援機構は…資金を交付してきており、今後も損害賠償の必要がなくなるまでは援助は継続されるものと見込まれる」（同28頁）と、現に被害回復がなされている事情を認定して、本件において「制限される財産権の種類、性質」は「財産権の行使の相手方」（同27頁）にすぎないこと、他方、「財産権の……制限の程度」は極めて低い（実質的には、被害回復がなされるため、何ら制限されていない）ことを判示し、「原賠法の責任集中制度は、……国民の財産権を侵害するものということとはできない」（同28頁）と結論付けたものである。

したがって、かかる判示が「精緻な審査をすることなく、ただ結論を示しているだけ」とか、「何ら説得的な理由を示さない」などと論難されるべきものではない。

ウ なお、控訴人唯野らは、当審第1準備書面において、「原賠法が、責任集中制度を採用し、原子力事業者への免責を定めたことによって、被害者の賠償請求の実現手段は限定的なものとならざるを得ず、迅速かつ十分な被害回復の実現が妨げられている」（16頁）といい、「被害者保護を後退させて、事故の原因者である私企業の経済的利益を優先すべき合理的理由は見出せない」であり、比較考量の点からいっても、責任集中制度による財産権の制約を定める原賠法の規定は、公共の福祉に適合せず違憲である」（17～18頁）とも主張する。

しかしながら、原判決（27～28頁）が、憲法29条2項をふまえて、原賠法の責任集中制度が公共の福祉に適合するものとして合憲の判断をしたことは、上記のとおりであって、かかる判断に何らの誤りはない。

しかして、責任集中制度により損害賠償の相手方は原子力事業者に限られるものの、被害者は、当該制度により、その事故の原因者を特定することなく、原子力事業者から賠償を受けることが可能となるうえ、原子力事業者が無過失責任を負うことから、故意過失の立証等も不要となるため、迅速かつ十分な賠償を受けることができるのであって、現に、本件原発事故の被害者は、その賠償を受けているのである。

このように、責任集中制度が被害者保護を後退させているということはなく、これが公共の福祉に適合しないなどといわれる筋合いにないから、これに関する控訴人唯野らの上記主張は理由がなく、誤りである。

エ 以上のとおり、原判決は、上記最高裁昭和62年判決に則して、説得的な理由を示しつつ、精緻な違憲審査を行ったうえ、原賠法の責任集中制度が憲法29条2項に則し、公共の福祉に適合しているものであることを示し、立法裁量権の範囲内において合理性があるとして、控訴人唯野らの財産権侵害の主張を排斥したのであるから、これを論難する控訴人唯野らの主張は理由がなく、原判決が否定される余地はない。

(3) 政府の援助の継続性に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、原判決の「今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助〔注：原賠法16条による政府の援助（支援機構の東京電力に対する資金交付）〕は継続されるものと見込まれる」（28頁）との判示について、①「原賠法16条1項の法解釈としても、政府の援助は、国の裁量によるものであって、被害回復に必要なだけ必ず制限なく行われるわけではない」、②政府・国会が、「世論の流れや、国の財政上の問題」から、實際上援助をとりやめることもありうる」と主張したうえ、原判決のように「今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助は継続されるものと見込まれる」などと安易に決め付けることはできないといい、責任集中制度の合憲性の根拠とされる原子力事業者による補償の確実性を否定する（控訴人唯野らの控訴理由書37～38頁、45～46頁）。

イ 上記ア①について

しかしながら、まず、上記ア①の控訴人唯野らの主張についてみれば、被控訴人東芝の原審答弁書8頁、同準備書面(1)5頁等において述べたとおり、原賠法の立法時の国会審議において、所轄官庁である科学技術庁長官が、「政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護を図り、また、原子力事業の健全な発達に資するために必要な場合には必ず行うものとする趣旨であります。従って、一人の被害者も泣寝入りさせることなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないというのが、この立法の趣旨で」と言明しており（丙第3号証・科技庁『原子力損害賠償制度』104～105頁。丙第5号証・原子力委員会「原子力損害の賠償に関する法律および原子力損害賠償補償契約に関する法律、制定」4枚目も同旨）、また、原賠法の立法に関与した竹内昭夫・東京大学助教授（当時）も、政府は「財政能力の限界を理由に『援助』を拒むことはできない」、「『必要な援助を行うものとする』、つまり必ず行なうのであって、『行うことができる』のではない」と

言明しているところであって（丙第8号証・竹内昭夫「原子力損害二法の概要」35頁）、これが通説的な解釈とされているのであり、控訴人唯野らの上記主張がこれに反するものであることは明白である。

したがって、上記ア①の控訴人唯野らの主張は、誤った独自の見解といわざるをえない。

ウ 上記ア②について

（ア）次に、上記ア②の控訴人唯野らの主張については、そもそも、上記イのとおり、原賠法上、政府の援助は必ず行わなければならないとされていることに加え、被控訴人東芝の原審答弁書20～21頁等において述べたこと及びその後の事情をふまえた、本件原発事故後現在に至るまでの下記a～dの経緯に照らせば、今後、政府・国会が、東京電力に対する援助をとりやめるなどということは、到底考えられず、その誤りは明白である。

a すなわち、本件原発事故後の平成23年5月10日、東京電力は、政府に対し、原賠法16条に基づく政府の援助を要請し、この要請を受けて、同年6月14日、閣議決定により、「原賠法の枠組みの下で」政府が東京電力に対し支援を行うこと、その具体的な枠組みとして、支援機構を設け、「機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない」ことが決定された。この決定に当たり、政府と東京電力との間においては、「賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること」が確認された（丙第11号証）。

b 以上を踏まえ、同年7月、国会において、「原子力損害賠償支援機構法」（現在の「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」。以下「支援機構法」という。）が成立した（その立法経緯については、有林浩二「原子

力損害賠償支援機構法の制定と概要」ジュリスト1433号32頁を参照)。

支援機構法は、その第1条において、「原子力損害の賠償に関する法律（……以下「賠償法」という。）第3条の規定により原子力事業者……が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第7条第1項に規定する賠償措置額……を超える原子力損害……が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付……を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び……原子炉の運転等……に係る事業の円滑な運営の確保を図る」ことを目的とする旨を規定し、また、第2条において、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。」と規定する。

- c. このような支援機構法の枠組みの下、東京電力が被害者に対し損害賠償責任を履行するために必要な額については、全て、支援機構が東京電力に対し資金交付するものとされ（支援機構法41条1項1号）、これにより、東京電力は、債務超過に陥ることなく、被害者に対し、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する」とされ、平成29年5月までに、要賠償額の見通し額である約9兆7047億円のうち約7兆2911億円が賠償支払済みとなっている（丙第12号証の4、5）。
- d. 平成28年12月、経済産業省の要請を受けた「東京電力改革・1F問題委員会」（大学教授、経済人等から構成される。）が、同月20日付け「東電改革提言」（甲第102号証）をとりまとめたが、同提言においては、賠償・廃炉を含む「福島復興事業」について、「東京電力が国と共同で行うべき責任事業」（10頁）、「国は被災地復興に向けて

前面に立つ」(20頁)などとされている。

また、同日付け閣議決定による「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(丙第14号証)においても、「被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行う。…東京電力において必要となる資金繰りは、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法……に基づき、支援機構への交付国債の交付・償還により支援する」(23～24頁)とされている。

(イ) 上記a～dのとおり、政府・国会は、本件原発事故後現在に至るまで、一貫して、東京電力による賠償等につき、全面的・主体的な関与・援助を行ってきたものであり、今後も、そのような関与・援助を継続することを明確な方針としているのであるから、今後、政府・国会がかかる関与・援助をとりやめるなどということは、到底考えられず、上記ア②の控訴人唯野らの主張は理由がない。

エ 小括

以上のとおりであるから、原子力事業者たる東京電力による本件原発事故に対する損害賠償義務の履行について、中途の段階において中断されるなどとして、原賠法の責任集中制度を違憲という控訴人唯野らの主張を排斥した原判決の上記判示に誤りはない。

(4) 本件において採られるべき違憲審査基準に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、本件における財産権侵害の違憲審査基準に関し、原賠法の責任集中制度は、「民法上の過失責任主義〔注：控訴人唯野らの主張によれば、「過失によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する義務があるとする原則」〕という大原則を修正する」ものであるところ、「かかる過失責任主義が放棄されれば、……行為規範としての機能も失うこととなり、モラルハザードが起る危険性もあ〔る〕」から、「厳しく審査する必要がある」といい、これを怠った原判決は誤りであると主張する(控訴人唯野ら

の控訴理由書38～39頁。なお、43頁も参照)。

イ しかしながら、そもそも、上記2・(2)・イにおいて述べたとおり、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を……加害者に……賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり……、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」(最高裁平成9年7月11日判決・民集51巻6号2573頁)から、損害賠償制度の違憲審査に当たっても、モラルハザードの防止という「一般予防」の観点を重視すべきものとは解されない。したがって、上記アの控訴人唯野らの主張は、その前提となる損害賠償制度に関する理解を誤るものである。

ウ また、モラルハザードの防止という「一般予防」の観点は、損害賠償制度を構築するに当たり、立法政策的に考慮されることがありうるとしても(上記2・(2)・イ参照)、それは、本件訴訟の争点である、原賠法の責任集中制度が国民の個別具体的な財産権を侵害するものであるか否かの判断とは、何ら関係がないから、この点においても、上記アの控訴人唯野らの主張は的外れである。

エ 以上のとおりであるから、本件において、「モラルハザードが起こる危険性」を根拠に、一般に通用している違憲審査基準よりも「厳しく審査する必要がある」などという上記アの控訴人唯野らの主張は理由がなく、原判決が採用した違憲審査基準に誤りはない。

(5) 原賠法の目的に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、原賠法1条において、「被害者の保護」という「本来最大限に尊重されるべき人格的価値」と、「原子力事業の健全な発達」という「経済性の問題」とが、並列されていること自体、不当であるとしたうえ、「現状において、原子力事業を過度に保護する必要性はもはや消滅した」か

ら、「『原子力事業の健全な発達』という目的の正当性は維持できなくなって」おり、「違憲審査にあたっては、原賠法の目的自体に正当性がなく違憲無効である旨の判断を下すべきである」と主張して、かかる主張を排斥した原判決を論難する（控訴人唯野らの控訴理由書40～41頁）。

イ しかしながら、被控訴人東芝が原審答弁書12頁等において主張したとおり、特別な損害賠償制度を構築するための法律において、「被害者の保護」と、高度の公共性を有する事業等の健全な発達とが、ともに法の目的規定に掲げられることは、原賠法のほか、自動車損害賠償保障法、船舶油濁損害賠償保障法などにおいても見られることであって、現に、原賠法は、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という二の目的をともに実現する損害賠償制度を構築しているところであるから（その詳細については、被控訴人東芝の原審答弁書7～10頁を参照）、目的が並列されていること自体を不当とする理由は何ら存しない。

しかして、被控訴人東芝が原審答弁書12頁、同準備書面(1)3頁等において述べたとおり、原子力発電を含む国のエネルギー政策については、種々の議論・見解が存するところ、上記の控訴人唯野らの主張は、そのような政策論の一を表明するものにすぎず、憲法の解釈論といえるものではない。控訴人唯野らは、あたかも、憲法によって「原子力事業の健全な発達」を企図すること自体が全面的に禁止されているかのように主張するが、そのような憲法解釈上の根拠は存しない。控訴人唯野らも自認するとおり（控訴人唯野らの控訴理由書53頁）、平成26年4月の「エネルギー基本計画」において、原子力は「重要なベースロード電源」として位置づけられているのであるから、「原子力事業の健全な発達」が、現時点においても、重要な政策の一であることは明らかである。

したがって、上記の控訴人唯野らの主張は理由がなく、原賠法の目的を理由に違憲と判示しない原判決に誤りはない。

(6) 原賠法の目的達成手段に係る控訴人唯野らの主張の誤り

ア 控訴人唯野らは、「責任集中制度の趣旨として主張されている点として、……被害者が容易に賠償責任の相手方を知〔る〕……ことができることがあげられる」が、この点については、「原子力事業者に、無過失無限責任を課せば達成できるのであり、原子力事業者以外を免責とすることまでは必要がない」から、「責任集中制度が、被害者保護という目的の達成のための手段として必要性・合理性があるとはおよそいえない」（控訴人唯野らの控訴理由書42頁）が、「仮に、……〔注：原子力事業者である東京電力以外の〕故意過失のある原因者にも損害賠償が請求できるとすれば、被控訴人らなどの大企業にも責任追及が可能となるのであり、よりスムーズで充実した賠償の実現が期待できる。被害者らは、原賠法によってこのような機会を奪われている」と主張して、かかる主張を排斥した原判決を論難する（控訴人唯野らの控訴理由書44頁）。

イ しかしながら、被控訴人東芝が原審答弁書9～10頁等において述べたとおり、原賠法は、原子力事業者に対し、「損害賠償措置」として原子力損害賠償責任保険の付保を義務付け（同法6条～15条）、もって被害者に対する損害賠償責任の履行を担保しているところ、もし仮に、原発事故の被害者が、無過失・無限責任を負う原子力事業者に対し損害賠償請求をするのと併せて、原子力事業者以外の事故原因者に対しても損害賠償請求をなしうとする場合には、かかる事態に備えて、原子力事業者以外の者も、原子力損害賠償責任保険を付保しなければならず、その結果、保険料の累積が生じてコスト高となり、また、保険手続が煩雑化し、保険が有効に機能することが不可能となって、「被害者の保護」に支障が生じる。原賠法の責任集中制度は、そのような事態を回避することも、目的の一としているのであるから、上記の控訴人唯野らの主張は失当である（以上について、丙第1号証・日本原子力産業会議「原子力災害補償問題研究報告書」61頁、丙第7号証・星野英

一ほか「《シンポジウム》原子力災害補償」57頁下段、丙第8号証・竹内昭夫「原子力損害二法の概要」32頁3段目～33頁2段目、丙第9号証・加藤一郎「原子力災害補償立法上の問題点」17頁4段目～18頁1段目、丙第6号証・星野英一「〔シンポジウム〕原子力災害補償」428頁の注10)。

もとより、被控訴人東芝が原審準備書面(1)6～7頁等において主張したとおり、原賠法のもう一つの目的である「原子力事業の健全な発達」との関係において、責任集中制度における原子力事業者以外の者の免責規定は必要かつ合理的なものであることは明らかであるから、控訴人唯野らの主張は、これを無視する点においても失当というほかない。

ウ さらにいえば、そもそも、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求を可能とすることにより、「スムーズ」な賠償の実現が期待できるなどというのは、机上の空論といわざるをえない。なぜなら、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求を行うためには、原賠法により無過失責任を負う原子力事業者に対する損害賠償請求とは異なり、被害者が、原子力事業者以外の者の過失に係る主張・立証責任を負担するところ、この過失の主張・立証のためには多大な時間・労力を要することが予測され、そうであれば、最初から、原子力事業者に対する損害賠償請求のみを行い、これにより完全な賠償を得るほうが、被害者にとっては便宜であることが明らかであるからである。

また、原子力事業者以外の者の免責を否定した結果、原賠法16条による政府の援助が、原子力事業者のみならず、それ以外の者に対してもなされなければならないとすれば、利害関係者の増加により、手続が複雑化するなどして、かえって「スムーズ」な損害賠償の支障となりかねないのである。

エ したがって、上記アの控訴人唯野らの主張は、いずれの点からしても理由がなく、原判決が、原賠法が採用した目的達成手段の不合理性を理由に同法を違憲と判示しなかったことに、何ら誤りはない。

(7) 小括

以上を要するに、財産権侵害をいう控訴人唯野らの主張は理由がなく、かかる主張を排斥した原判決の判示（27～28頁）は正当である。

4 平等権について

(1) 控訴人唯野らは、「責任集中制度は、他の製造物に起因する事故の被害者が原因となったメーカーに製造物責任、過失責任を問うことができるにもかかわらず、原発事故の被害者のみに原因者に責任を問う道を閉ざすものである」、「原賠法の責任集中制度によって、原子力事業者が無過失・無限責任を負うのに対し、原発メーカーが免責と取り扱われる結果、原発事故の被害者は、原子力事業者のみに責任追及することが可能となり、原発メーカーに対しては、製造物責任も過失責任も問うことができない」（控訴人唯野らの控訴理由書47頁）から、これが憲法14条に反し無効であると主張して、かかる主張を排斥した原判決（28～29頁）を論難する。

(2) しかしながら、被控訴人東芝の原審答弁書14～15頁、同準備書面(1)9～10頁において主張したとおり、原賠法は、原子力事故による被害が極めて広範・甚大となり得ることなど、その特殊性にかんがみて、民法の不法行為法等が適用される他の事故の被害者と比較して、極めて手厚い被害者保護規定を設けており、その被害者を有利に取り扱っているうえ、責任集中制度により、損害賠償の相手方を原子力事業者に限定することは、上記3に述べたとおり、合理的なものであるから、これをもって、原賠法が、控訴人唯野らの平等権を侵害しているなどということはない。

このことは、原判決（29頁）において、「原賠法の責任集中制度が合理的でないとはいえないことは前記判断のとおりであるから、この点が、被害を被った者に対する差別であるということとはできない」と正当に判示されるとおりである。

- (3) したがって、責任集中制度が憲法14条に違反するという控訴人唯野らの主張は理由がなく、かかる主張を排斥した原判決が否定される余地はない。

5 裁判を受ける権利について

- (1) 控訴人唯野らは、「原賠法は控訴人らのノー・ニュークス権、財産権および平等権を侵害するものであって、違憲無効であり、そのような法律に基づいて、原発事故の被害者である控訴人らが裁判所に損害の救済を認められないのであるから、控訴人らは裁判を受ける権利を侵害されている」、「控訴人らは、被控訴人らの本件原発事故についてPL法または民法上の法的責任を負うべき事情があったか否かを司法に問うているのであり、この点についての審理が一切なされないとすると、裁判を受けたとは到底言えない」（控訴人唯野らの控訴理由書48頁）から、原賠法の責任集中制度は、憲法32条に違反すると主張して、かかる主張を排斥した原判決（29頁）を論難する。
- (2) しかしながら、原賠法の責任集中制度がノー・ニュークス権、財産権、平等権を侵害し違憲無効とならないことは上記のとおりであるうえ、裁判を受ける権利の意味は、「一つは、民事・行政事件について、各人が裁判所に訴えを起こす権利を有することであり、他は、刑事事件について、国家により刑罰を科せられる者が公正な裁判をうけるということ」（伊藤正己『憲法〔第3版〕』400頁）であるところ、控訴人唯野らは、現に、本件訴訟を提起し、裁判所における裁判を受ける権利を享受しているから、本件において、裁判を受ける権利が侵害されたなどということはない。

加えて、被控訴人東芝が原審答弁書15～16頁、同準備書面(1)12頁において述べたとおり、控訴人唯野らの請求は、裁判における実体法の適用の結果として、その請求が理由のないものと判断されたにすぎない以上（なお、控訴人唯野らは、そのような実体法の規定が違憲無効であるか否かについても、裁判所の判断を求める機会を保障されている。）、そのことをもって、裁判を受

ける権利自体が侵害されたということにはならないのである。

このことは、原判決（29頁）が、「原賠法の責任集中制度が憲法に違反するといえないことは前記判断のとおりであって、原賠法の規定を適用した結果、原告唯野らの被告らに対する請求が認められなかったとしても、そのことから直ちに原告唯野らの裁判を受ける権利を侵害するものということとはできない」と正当に判示するとおりである。

- (3) したがって、裁判を受ける権利の侵害をいう控訴人唯野らの主張は理由がなく、かかる主張を排斥した原判決が否定される余地はない。

6 適用違憲に係る控訴人唯野らの主張の誤り

- (1) 控訴人唯野らは、原判決には、控訴人唯野らの適用違憲の主張について、判断の遺脱があるといい、①少なくとも財産権については、原判決も、「原賠法の責任集中制度は、……通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるものである」と述べ、「責任集中制度が財産権を制約するものであると認めているのであるから、法令違憲とまではいえないとしても、適用違憲が認められるか否かについて審理し、判断を示す必要があった」（控訴人唯野らの控訴理由書49頁）、②「他の人権についても、一定の制約が認められながら法令違憲とまでは言えないという場合には、責任集中制度を定めた規定は合憲限定解釈されるべき」（同93頁）と主張する。

- (2) しかしながら、控訴人唯野らが主張する適用違憲は、「法令の合憲解釈が可能であるにもかかわらず、法令の執行者がその手法を用いずに違憲的に適用した場合」（控訴人唯野らの原審第5準備書面66頁）とするものであるところ、これは、当該法令を形式的に適用した場合には、憲法上の権利を侵害するものであることを前提としたうえ、当該法令について憲法上の権利を侵害しない形で解釈（すなわち合憲限定解釈）すべきであるのに、それを行わなかった場合

に問題とされる類型である。

しかるに、原賠法の責任集中制度は、かかる限定解釈をするまでもなく、合憲であることは、原判決(24～30頁)が正当に判示するところであるから、控訴人唯野らの主張は、この点において既に誤りである。

(3) 加えて、控訴人唯野らが特に強調して主張する財産権についてみれば、原判決は、原賠法における重層的な損害賠償制度により、本件原発事故においても被害者保護が図られていることを判示したうえ(原判決27～28頁。なお、より詳細には、被控訴人東芝の原審答弁書16～17頁、同準備書面(3)2～6頁を参照)、「原賠法の責任集中制度は、……国民の財産権を侵害するものということとはできない」と判示しており(原判決28頁)、結局、かかる判示は、控訴人唯野らの適用違憲の主張(本件原発事故において原賠法の責任集中制度を適用することは違憲であるとの主張)についても、排斥しているのである。

(4) また、財産権以外の各権利についてみても、まず、平等権との関係においては、原賠法における重層的な損害賠償制度により、原発事故の被害者は、他の不法行為等の被害者と比較して手厚い保護が図られており、このことは本件原発事故においても同様であるところ、原判決(29頁)は、上記(3)の財産権に関する判示を引用して、「原賠法の責任集中制度が合理的でないとはいえないことは前記判断のとおりである」と判示したうえ、「原賠法の責任集中制度が憲法14条に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない」と判示したのであるから、かかる判示が適用違憲の主張についても排斥していることは、財産権の場合と同様である。

次に、ノー・ニュークス権との関係においては、原判決(26頁)は、そもそも、控訴人唯野らの主張するノー・ニュークス権なるもの(「被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求める」権利)は認められないと判示したのであるから、かかる判示が、控訴人唯野らの適用違憲の主張を、検討する余地すらないものとして排斥していることは明らかである。

さらに、裁判を受ける権利との関係においては、原判決（29頁）は、「法律を適用した結果、権利を有していないこととされた者による請求が裁判上認められなかったとしても、……それ自体が裁判を受ける権利を侵害するものといえない」と判示し、要するに、原賠法の責任集中制度が、裁判を受ける権利を侵害するなどということは、事柄の性質上あり得ない旨を判示したのであるから、かかる判示が、控訴人唯野らの適用違憲の主張を、検討する余地すらないものとして排斥していることは明らかである。

- (5) 以上を要するに、適用違憲に関する控訴人唯野らの主張は理由がなく、原判決は、その旨を判示したうえで、当該主張を排斥したものであるから、原判決に「判断の遺脱」はない。

7 立法事実に係る控訴人唯野らの主張の誤り

- (1) 控訴人唯野らは、原判決の合憲判断過程について、「立法事実について一切検証することなく、単に憲法と法律の条文だけを観念的に比較して、合憲との判断を示しているにすぎない。このため、……実態に適合しない形式的・観念的な説得力の弱い判決……となっている」と主張したうえ（控訴人唯野らの控訴理由書50頁）、①「エネルギー事情をめぐる現在の状況を見れば、原子力発電に対する需要が低下している」こと（同53頁）、②「原発技術に対する信頼が失墜している」こと（同55頁）からすれば、「責任集中制度を支える立法事実は、完全に失われている」と主張し、また、控訴人唯野らの当審第1準備書面においても、③「被告東芝は、原発事業にのめり込んだ結果……上場廃止の危機に瀕している。また、被告GEおよび被告日立も、原発事業によって、大きな損失を生じ、被告GEは原発事業からの撤退をも示唆している」（11～12頁）から、「責任集中制度という手段が、原子力事業の健全な発達という目的との関連性を失った」（同頁）と主張する。

- (2) しかしながら、被控訴人東芝の原審答弁書12頁、同準備書面(1)3頁等及び

上記3・(5)・イにおいて述べたとおり、原子力発電を含む国のエネルギー政策については、種々の議論・見解が存するところ、上記の控訴人唯野らの主張は、そのような政策論の一を表明するものにすぎず、憲法の解釈論といえるものではない。

加えて、控訴人唯野らが「責任集中制度を支える立法事実は、完全に失われている」ことの根拠として主張する事情の中には、本件原発事故後の事情も多数含まれるところ、かかる事後的な事情（立法事実）が、本件原発事故当時における原賠法の責任集中制度の違憲性を基礎付けることは不可能であるから、この点においても、控訴人唯野らの主張は的外れである。

もとより、上記3・(5)・イのとおり、控訴人唯野らも自認するように、平成26年4月の「エネルギー基本計画」において、原子力は「重要なベースロード電源」として位置づけられているのであるから、いまなお、原子力事業の健全な発達は重要な政策の一であって、その発達に責任集中制度の必要性は明らかであるうえ（被控訴人東芝の原審答弁書9～10頁、同準備書面(1)3～7頁）、仮に、控訴人唯野らが主張するように原発技術への信頼が低下したとの事実があったとしても、原子力事業の健全な発達のためには、責任集中制度が必要であることは変わりはないし、被控訴人らの原子力事業への関わりは、同制度の存在を前提としたものであるから、被控訴人らの原子力事業への関わりによって、原子力事業の健全な発達を目的とする責任集中制度の必要性が左右されるものではない。

- (3) これを要するに、責任集中制度を支える立法事実がないなどという控訴人唯野らの主張は理由がなく、原判決の合憲判断過程には何らの問題もないから、原判決が否定される余地はない。

8 小括

以上を要するに、原賠法の責任集中制度の違憲性をいう控訴人唯野らの主張は理由がなく、かかる主張を排斥した原判決の判示(24～30頁)は正当である。

第4 被控訴人らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することは権利濫用ではない旨の原判決の判示が正当であること（原判決30頁、争点6）

1 控訴人唯野らは、原判決（30頁）の「原賠法が適用される結果、当然に、東京電力のみが損害賠償責任を負い、被告らがその責任を負うことはなく、原告唯野らの被告らに対する損害賠償請求権は行使できないことに帰着するのであって、被告らは何らかの権利を行使しているわけではない」から、被控訴人らに権利の濫用が認められる余地はないとの判示について、①被控訴人らが、損害賠償を負わないという法的利益を漫然と享受することも、権利の濫用に該当する、②訴訟において原賠法の責任集中制度による免責を主張することは、「形式的な意味での抗弁の提出には該当しないとしても、……広義においての抗弁権の提出であり、権利の行使である」と主張して、原判決を論難する（控訴人唯野らの控訴理由書65～66頁）。

2 しかしながら、上記1の原判決の判示については、これと同趣旨を、既に水戸地裁平成20年2月27日判決が判示し（丙第10号証の1の「事実及び理由」第4の1(1)イ）、その控訴審である東京高裁平成21年5月14日判決（丙第10号証の2）及び上告審である最高裁平成22年5月13日決定（丙第10号証の3）も、その判示を維持しているところであって、裁判実務上確立された法解釈である。

3 したがって、これに反する上記1①②の控訴人唯野らの主張は、いずれも、独自の誤った見解といわざるをえず、理由がなく、権利濫用を否定した原判決に所論の違法はない。

第5 原賠法4条1項、3項が合憲有効であるとしても、それらの条項により被控訴人らは免責されない旨の控訴人唯野らの主張（当審における追加主張）の誤り

1 控訴人唯野らは、当審における追加主張として、原賠法4条1項、3項の規定

は、「条文の文言上は、原発メーカーを免責としている。しかし、同法の構造や他の法令や約款等を分析すれば、実質的には原発メーカーの過失責任は排除されていない」（控訴人唯野らの控訴理由書94頁）、「被控訴人らの損害賠償責任が原賠法4条により免責されることはなく、被控訴人らは民法709条および製造物責任法上の責任を負う」（同79頁）と主張する（控訴人唯野らの控訴理由書の第2章・第5〔66頁以下〕）。

2 しかしながら、責任集中制度を規定する原賠法4条1項、3項は、一義的に明確な文言によって、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」、「原子力損害については、……製造物責任法……の規定は、適用しない」と規定しているのであるから、原賠法の文理上、原子力事業者ではない被控訴人東芝が損害賠償責任を負うなどという解釈は、およそ成立する余地がない（水戸地裁平成20年2月27日判決も同旨を判示し〔丙第10号証の1の「事実及び理由」第4の1(1)イ〕、その控訴審である東京高裁平成21年5月14日判決〔丙第10号証の2〕及び上告審である最高裁平成22年5月13日決定〔丙第10号証の3〕も、その判示を維持した。）。

そもそも、控訴人唯野らが、上記1の主張の根拠として挙げるのは、①1958年の日米原子力協定における、日本政府がアメリカ合衆国政府を免責する旨の規定が、1988年の日米原子力協定においては削除されたこと、②原賠法5条1項において、一定の要件の下、原子力事業者の事故原因者に対する求償権が認められていること、③原発事故の被害者が、債権者代位権の要件を充足する場合には、原子力事業者に代位して、その事故原因者に対する求償権を行使しうることなどであるところ、これらの規定等は、およそ原賠法4条1項、3項の解釈論とは無関係な事柄であるから、これら規定等の存在をもって、同条項に明定される原子力事業者以外の者に対する免責を否定し、被控訴人東芝が民法709条、製造物責任法の責任を負うなどという解釈が認められる余地はない。

3 これを要するに、控訴人唯野らの主張は、控訴理由書66頁から79頁までの

ほぼ全体にわたり、趣旨不明といわざるをえず、法解釈論の体をなしていないのであって、その誤りは明らかである。

第6 東京電力は無資力ではないとして、控訴人唯野らの債権者代位権に基づく請求を排斥した原判決の判示が正当であること（原判決31頁以下、争点7）

1 原判決の判示

原判決は、債権者代位権の要件として、「債務者である東京電力が無資力である」ことが認められなければならない旨判示したうえ、証拠によれば、「東京電力が、……無資力の状態にあると認めることはできない」として、控訴人唯野らの債権者代位権に基づく請求を排斥した（原判決31～33頁）。

2 無資力要件の必要性に係る控訴人唯野らの主張（当審における追加主張）の誤り

(1) これに対し、控訴人唯野らは、「代位権の行使を正当化しうる」他の事情が存する場合には、必ずしも無資力要件は必要でない旨主張したうえ、本件においては、①東京電力が国（支援機構）から交付を受けている資金は、電力料金の値上げ等を通じて、「結局国民が負担するものである」から、「東京電力の賠償金に充てられる原資は、国からの援助に依拠しないことが望ましい」という「特殊な事情」があること、②「被保全債権は、控訴人らの東京電力に対する損害賠償請求権であり、被代位債権は、東京電力の被控訴人らに対する求償権ないし損害賠償請求権である」から、被保全債権と被代位債権の「密接な関連性」があることに照らせば、上記「代位権の行使を正当化しうる」事情が認められ、無資力要件は不要である旨主張する（控訴人唯野らの控訴理由書80～84頁、94～95頁）。

(2) しかしながら、控訴人唯野らも自認するとおり（控訴人唯野らの控訴理由書86頁）、民法423条1項にいう「自己の債権を保全するため」の解釈について、最高裁判例は、一貫して、無資力要件を必要とする立場をとっており（最

高裁昭和40年10月12日判決・民集19巻7号1777頁等)、学説の通説も同様であるから(なお、無資力要件を必要とする趣旨は、債務者の財産管理権に対する債権者の介入について、合理的な制約を課すという点にある。)、上記(1)の控訴人唯野らの主張は、最高裁判例や通説に反する、独自の見解にすぎない。

また、控訴人唯野らが主張する上記1①の点は、原子力損害の賠償に関する政策論にすぎず、いかなる要件の下において債権者による債務者の財産管理権に対する介入を認めることが妥当であるかという民法423条1項の解釈論とは、およそ無関係の事柄である。

さらに、上記1②に関連して、控訴人唯野らは、あたかも、岐阜地裁大垣支部昭和48年12月27日判決・判時725号19頁・判例タイムズ307号87頁(卵豆腐事件)が、控訴人唯野らが主張するところの上記「密接な関連性」が認められる事案につき、無資力要件を不要とした判決であるかのように述べるが(控訴理由書82頁、83頁)、同判決は、上記最高裁判例や学説の通説に従い、無資力要件の充足を認定したうえで、債権者代位権の行使を認めたものにすぎない(同判決の「理由」第7)。

(3) 以上のとおりであるから、上記(1)の控訴人唯野らの主張は理由がなく、債権者代位権の行使のためには無資力要件が必要とされる旨を判示した原判決には、何ら誤りはない。

3 無資力要件の充足に係る控訴人唯野らの主張の誤り

(1) また、控訴人唯野らは、上記1の原判決の判示に対し、仮に債権者代位権の行使のために無資力要件が必要であるとしても、「無資力」と認められるためには、債務超過である必要はなく、債務超過になるおそれ、すなわち、「債権の満足を得られなくなる危険」があれば足りると解すべきである旨主張したうえで、東京電力については現に「債権の満足を得られなくなる危険」があるから、無資力要件の充足を否定した原判決は誤りである旨主張する(控訴人唯野らの

控訴理由書84～92頁、95頁)。

- (2) しかしながら、そもそも、原判決は、単に東京電力が債務超過ではないという事実のみから、直ちに無資力要件の充足を否定したのではなく、①支援機構の東京電力に対する資金交付及び東京電力の被害者に対する損害賠償義務の履行の状況や、②東京電力の貸借対照表・損益計算書の推移に照らし、「東京電力が債務超過に陥る兆候は……認められない」と認定して(32～33頁)、無資力要件の充足を否定したのであって、かかる判示は、控訴人唯野らという「債権の満足を得られなくなる危険」も認められないことをふまえてのものであるから、上記(1)の控訴人唯野らの批判は当たらない。

なお、原判決が認定した上記①②の事情について、原判決が言い渡された後の直近の状況を補足すれば、まず、上記①については、東京電力は、平成29年5月までに、要賠償額の見通し額である約9兆7047億円のうち約7兆2911億円を賠償支払済みである(丙第12号証の5)。また、上記②については、東京電力は、平成27年度(同年4月1日～平成28年3月31日)及び平成28年度(同年4月1日～平成29年3月31日)においても、一貫して資産超過の状態にあり、また、平成28年度の単体の決算において若干の純損失を計上したほかは、一貫して純利益を計上しているところであって(丙第13号証の6、7)、「東京電力が債務超過に陥る兆候は……認められない」との状況に何ら変化はない。

- (3) この点に関し、控訴人唯野らは、東京電力について「債権の満足を得られなくなる危険」が認められることの根拠として、①「法律上、国による東京電力の援助とは、あくまで任意的ないし裁量的なものであって、国に東京電力への援助義務があるわけではない」こと、②東京電力の被害者に対する要賠償額が、当初の想定より増加していること、③東京電力は、賠償のほかに、廃炉等のためにも、多額の費用を支出しなければならないこと、④それらの費用について、国が援助を行うとは限らないこと等を繰々主張する(控訴人唯野らの控訴理由

書87～92頁、当審第1準備書面15頁）。

しかしながら、まず、上記①については、上記第3・3・(3)・イのとおり、国は、原賠法16条の援助を行うか否かについて裁量を有しておらず、必ず行わなければならないものと解されており、上記①の控訴人唯野らの主張は、誤った独自の解釈に基づくものである。

また、上記②～④については、上記第3・3・(3)・ウ・(ア)・a～dの事情に加え、同dの閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（丙第14号証）においては、廃炉についても、国は、「廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来たすことのないよう」、「今後、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉の実施を確実なものとする」（26～27頁）と説明されており、要するに、国は、本件原発事故後、現在に至るまで、一貫して、東京電力による賠償・廃炉等につき、全面的・主体的な関与・援助を行ってきたものであり、今後も、そのような関与・援助を継続することを明確な方針としているのであるから、今後、国が、かかる関与・援助をとりやめるなどということは到底考えられない。

以上によれば、東京電力について、債権者による代位権の行使（管理処分権への介入）を正当化するような「債権の満足を得られなくなる危険」が認められるものでないことは明らかであるから、上記の控訴人唯野らの主張は理由がなく、無資力要件の充足を認めた原判決に、何ら誤りはない。

4 小括

以上を要するに、無資力要件に係る控訴人唯野らの主張は理由がなく、同要件を充足しないことを理由に同控訴人らの債権者代位に係る訴えの原告適格を否定した原判決の判示（31～33頁）は正当である。

第7 選定者らが被ったと主張する精神的損害にも原賠法の責任集中制度が適用さ

れる旨の原判決の判示は正当であること（原判決30頁以下、争点2）

- 1 原判決（31頁）は、原賠法2条2項の規定する「原子力損害」には、「身体的損害、精神的損害又は財産的損害にかかわらず、〔同項所定の作用〕と因果関係のある全ての損害」が含まれる、すなわち、選定者らが被ったと主張する精神的損害も「原子力損害」に該当し、原賠法の責任集中制度が適用される旨を判示し、選定当事者らの請求を排斥した。
- 2 これに対し、選定当事者らは、その控訴理由書において、上記の原判決の判示が不当である旨主張し、原審における主張を繰り返し、なおも精神的損害は原子力損害に該当せず、被控訴人らはその賠償すべき義務を負う旨主張する（選定当事者らの控訴理由書3～4頁、9～14頁）。

しかしながら、被控訴人東芝の原審準備書面(1)15～19頁、同準備書面(3)6～7頁等において主張したとおり、原賠法に基づき賠償すべき損害の範囲と民法ないし製造物責任法に基づき賠償すべき損害の範囲は、いずれも相当因果関係がある損害に限られ、その範囲は実質的に同一と解される以上、本件原発事故と相当因果関係がある損害については、精神的損害を含め、すべて責任集中制度により原子力事業者である東京電力のみが責任を負い、被控訴人らはその責任を負う余地はなく、他方、本件原発事故と相当因果関係を有しない損害は、そもそも、不法行為ないし製造物責任法によっても、相当因果関係を有しないものとして、所詮被控訴人らはその賠償責任を負うものではないことは自明の理であって、これは、判例・裁判例及び学説において異論を見ないところである（判例・裁判例として、東京地裁平成16年9月27日判決・判例タイムズ1195号263頁〔同判決は、控訴審である東京高裁平成17年9月21日判決・判例タイムズ1207号251頁においても維持され、確定している。〕、水戸地裁平成20年2月27日判決〔同事件は、精神的損害を原子力損害としてその請求の一部としているものであるが、同判決は、控訴審である東京高裁平成21年5月14日判決においても維持され、最高裁平成22年5月13日決定により上告提起・上告

受理申立てが排斥されて、確定している。丙第10号証の1～3〕。学説として、丙第1号証・日本原子力産業会議「原子力災害補償問題研究報告書」の「II 2 b 損害の範囲（原子力損害の意義）」〔59頁〕、丙第6号証・星野英一「〔シンポジウム〕原子力災害補償」424頁、科技庁『原子力損害賠償制度』46～47頁、53頁）。

したがって、これに関する選定当事者らの主張は理由がない。

- 3 ところで、選定当事者らは、原判決が、選定当事者らの原審主張のうち、「①原発の製造・稼働及び輸出そのものが違憲である。②違憲である原発の製造・稼働及び輸出とその設計・補修・過酷事故対策等を内容とする……原発ビジネス契約は反社会的で『公序良俗』（90条）に反し、違法・無効な法律行為である。③反社会的な原発の存在を前提にする原賠法は違憲立法であり、たとえ違憲立法でなくても、……精神的損害に対する損害賠償を支払うべきである。」との点について検討していない旨主張する（選定当事者らの控訴理由書4～5頁）。

しかしながら、憲法上、原発の製造等を禁止する規定はないから、選定当事者らの上記①の主張は理由がなく、したがって、原発の製造等が違憲であることを前提とする上記②の主張もまた、理由がない。そして、上記③の主張については、原判決において、原賠法が違憲ではないこと、本件において選定当事者らに被控訴人らが精神的損害に係る損害賠償を支払うべき責任がないことを判断しており、かかる原判決に誤りはないことは、上記のとおりである。

したがって、これに関する選定当事者らの主張もまた理由がない。

- 4 以上のとおりであるから、選定当事者らの控訴理由書における主張は、いずれも理由がなく、原判決が、選定当事者らの請求に原賠法を適用したうえ、これを排斥したことに、何ら誤りはない。

第8 結語

以上のとおり、控訴人唯野ら及び選定当事者らの各控訴理由は、原審における

控訴人らの請求・主張と同様に、法律論のみによって理由のないことが明らかであり、これ以上の審理を要しないことは明白であるから、本件各控訴は、速やかに口頭弁論を終結のうえ、排斥されるべきである